

第 13 号議案

入札前見積案件に係る不適切な行為について

1. 概要

本機関の業務に係る入札実施に向けた検討において、参考見積の提出を依頼した事業者に対し、部内での検討状況等が推察されうる情報などが当該業務を担当する職員 1 名より提供されるという不適切な行為が確認された。

2. 対応（案）

本件は、入札手続開始を理事会に諮る前の検討準備段階での参考見積取得にかかる行為であり、入札結果を歪めるまでに至っていないものの、本機関の運営の中立性・公平性を疑われかねない不適切な行為であり、厳正に対処する必要があることから、当該職員を就業規則第 4 4 条の規定により理事会決定に基づく嚴重注意としたい。

また、本件を踏まえ、機関内の周知・徹底や職員研修の実施、入札案件に係るモニタリングの実施など実効的な再発防止策及び業務遂行体制の見直しなどの措置を講ずることとする。